

電力・ガス取引監視等委員会

第24回料金審査専門会合

1. 日時：平成29年3月1日（水）9：30－12：00
2. 場所：経済産業省本館17階国際会議室
3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、山内委員

（オブザーバー）

- | | | |
|-------|---------------------|------|
| 山口 敏文 | 北海道生活協同組合連合会 | 専務理事 |
| 加藤 房子 | 宮城県生活協同組合連合会 | 常務理事 |
| 矢野 洋子 | 前東京消費者団体連絡センター | 事務局長 |
| 飯田 秀男 | 全大阪消費者団体連絡会 | 事務局長 |
| 齋藤 郁雄 | 徳島県消費者協会 | 会長 |
| 陶山 恵子 | 北九州市消費者団体連絡会 | 参与 |
| 市川 晶久 | 日本商工会議所 産業政策第二部 | 副部長 |
| 澤井 景子 | 消費者庁 消費者調査課長 | |
| 小川 要 | 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 | |
| | 電力市場整備室長 | |
| 堀 宏行 | 経済産業省 商務流通保安グループ | |
| | 電力安全課 課長補佐 | |

（説明者）

- | | | |
|----|-------|------------------------|
| 森本 | 関西電力 | 取締役 副社長執行役員 |
| 谷原 | 関西電力 | 総合エネルギー企画室 総合エネルギー企画部長 |
| 酒井 | 北海道電力 | 代表取締役 副社長執行役員 |
| 上野 | 北海道電力 | 執行役員 企画部長 |
| 佐藤 | 九州電力 | 代表取締役副社長 |
| 池辺 | 九州電力 | 執行役員 経営企画本部副本部長 |
| 新井 | 四国電力 | 取締役副社長 |
| 小林 | 四国電力 | 常務執行役員経営企画部長 |
| 岡信 | 東北電力 | 代表取締役副社長 |

千釜 東北電力 執行役員 企画部長

大亀 東京電力エナジーパートナー 取締役副社長

藪下 東京電力エナジーパートナー 経営企画室経営分析グループマネージャー

○佐合取引監視課長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第24回料金審査専門会合を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、朝早いところから、大変ご多忙のところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日でございますけれども、秋池委員におかれましては、ご都合によりご欠席というふうに伺っております。また、山内委員が多少おくれてこられるということで、5分、10分程度おかれてこられるというふうに伺っております。また、本日は、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社より、担当役員、職員の方々においでをいただいております。また、オブザーバーとして、北海道生活協同組合連合会の山口専務理事、宮城県生活協同組合連合会の加藤常務理事、前東京消費者団体連絡センター事務局長の矢野様、全大阪消費者団体連絡会の飯田事務局長、徳島県消費者協会の齋藤会長、北九州市消費者団体連絡会の陶山参与、日本商工会議所産業政策第二部の市川副部長、消費者庁消費者調査課の澤井課長、資源エネルギー庁のほうから電力・ガス事業部電力市場整備室の小川室長、商流通保安グループ電力安全課の堀課長補佐にご出席をいただいております。

それでは、以降の議事進行は安念座長にお願いいたします。

○安念座長 おはようございます。

それでは、早速議事に入ります。お手元の議事次第に従って進めてまいります。きょうはどういう手順でいくかと申しますと、まず、事務局より前回会合におけるご指摘事項のご説明をいただき、続いて、関西電力、北海道電力、九州電力、四国電力、東北電力、東電EPより、前回の委員・オブザーバーの皆様からのご質問に対するご回答のご説明をいただきます。ここまでがいつもやる宿題返しです。その次に、最後に事務局よりとりまとめ案のご説明をいただくこととなります。

それでは、事務局より資料3に基づいてご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長 それでは、私のほうからは、資料3に基づいて、前回の委員会で

指摘をいただいた7つの項目について、これは一覧表でまとめてあります。回答のほうはそれぞれ担当のほうから、あるいは会社のほうからご説明いただきたいというふうに思いますけれども、最初が石油火力、火力焚き減らしの主な要因と効果ということで、これは梶川委員のほうからご指摘をいただいたものでございます。経営努力による成果とそれ以外を区分して整理できないかということだったと思います。それから、2番目でございますけれども、陶山オブザーバーのほうから、火力発電所の法定定検に関する震災特例措置についてご質問あったかと思えます。それから、3番目でございますけれども、矢野オブザーバーのほうから、電力会社の規制部門等の収支見通しと、それから、4番目も矢野オブザーバーからですが、東京電力エナジーパートナー社における部門別収支のその他部門の内訳の数字を明示すべきということだったと思います。それから、5番目から7番目が飯田オブザーバーですけれども、販売電力量当たりの修繕費の変動要因の説明、それから、北海道電力及び九州電力における販売電力量当たりの購入電力料の内訳、それから、関西電力における各事業年度の経営効率化の実績数値ということであったと思っております。

以上でございます。

○安念座長　　ありがとうございました。

それでは、一番具体的な問題からご説明いただきます。資料4でございますけれども、前回会合で陶山オブザーバーからご指摘をいただきました震災特例のことです。堀さんからご説明をいただけますか。よろしくお願ひします。

○堀オブザーバー　　電力安全課で課長補佐をしております堀と申します。よろしくお願ひいたします。

資料4について説明させていただきます。

その前にちょっと、電気事業法、ご存じだと思いますが、保安のほうの関係なので、法目的もちょっとご説明させていただきますと、電気工作物の工事・維持・運用に係る公共安全の確保という形で保安行政させていただいております。今回の震災特例についてですが、そもそもその場合に電気事業法の保安規制として、火力設備においては設置者に定期に事業者検査をするという規制を課せておまして、その検査を行った場合は結果の記録の保存をしなければならない。これは法律の55条に決まっております、そのものを省令のほうで受けておまして、それが94条でございます。その94条の中に、災害その他非常時の場合におけるの特例というか、規程を設けておまして、それが今回の震災特例の根拠の規程になっておまして、定期事業者検査の時期変更承認という形で運用紙を事務連

絡として出させてもらっております。それが別紙につけております2枚紙でございまして、こちらのほうをみていただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、概要的にはこれを説明させていただきます。

上に法文のほうを書いてありますが、わかりにくいので、東日本大震災の震災下における定期事業者検査の時期変更承認、これの事務連絡として23年3月に出させていたしております。適用範囲については、定期事業者検査が必要となる電気事業用の電気工作物及び自家用電気工作物、これを適用範囲のものとしておりまして、適用となる場合というのが以下に書いている4つの条件に該当する場合があります。簡単に申しますと、電気工作物の検査をやるものでありますので、工作物が損壊した場合とか、検査員が被災している場合とか、あとは検査するための交換部品とかそういうものが調達できないような場合。さらに、1から3まで以外の場合として、今回の被災に関連する諸事情、定期事業者検査が著しく困難な場合。例示を下に示しておりますが、ここで関係するところは、電力の供給力を確保するためににおいて支障があるということではないかと考えております。

裏面の次のページをみていただければ、条件の付記とかがありますが、これは事務的な話なので、関係するのは多分承認期間というところだと思います。このときの承認期間としては12ヵ月を限度とするという事務連絡を出させていたしておりますが、24年12月において産業構造審議会の下にあります電力安全小委員会において、この件で、延長するに当たっては、適用期間を原則通算2年を超えないように運用するというふうな承認をいただいているところでございます。こういうことを踏まえて、昨年12月の電安小委においても、この震災特例については、今の見直し等々の関係で廃止をすることを承認いただいているところであります。

補足はここまでとして、資料4についてご説明させていただきたいと思っております。

資料4の最初の制度概要については、今の説明で足りるかと思っております。

次に、2ポツのところですが、九州電力の適用対象となっていることについてはですが、先ほどの別紙でご説明したように、適用範囲と適用になる場合に該当すると理解しております。聞いてるところによりますと、別紙2の④、先ほどいった①から③まで以外の要件で申請があつて、承認していると聞いております。次にありますが、九州電力は対象になるのかというところでございますが、廃止はことしの4月をもって廃止しますが、それまでの間においては対象になると理解をしております。他社電力についてにおいても、

対象物ないし対象範囲、期間に該当するものであれば適用されると理解しております。

最後の制度についての見直しについてですが、先ほど申し上げたとおり、廃止を検討しております、一応本年3月をもって廃止を予定しております。

その背景となりますものが、前回の部会のほうでもご説明がちょっとあったようですが、安全管理検査制度、この検査に対しての審査をする安全管理審査というものをしております、そういうものの審査全般の見直しを今進めております、本年4月から制度運用を始めたいと考えている。その審議の中においても、この震災特例については廃止するという運びになったと理解しております。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の件についてのご質問等は、一通りご説明を伺ってからしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ここからあとは各電力会社さんにご説明をいただきたいと存じます。

まず、関西電力さんより、資料5のご説明をいただきたいと存じます。

○関西電力（森本取締役副社長執行役員） 関西電力の森本でございます。

前回会合の指摘事項について、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。指摘事項1の経済的な電源運用による石油火力の焚き減らしについてご説明をいたします。

石油火力の焚き減らしにつきましては、収支に与える影響を定量的に把握することは困難でございますが、メリットオーダーの考え方にに基づき、経済的な電源運用に努めるなどした結果、料金改定時の想定と比較しまして46億kWh減少しました。下に全体の概要を示しておりますが、発受電電力量は、販売電力量が大幅に減少したことにより、①に示してございますように、122億kWh減少しております。また、原子力利用率の低下によりまして、原子力の発電量は、②に示していますように、182億kWh減少いたしました。これらに対して、卸電力取引所の活用など、他社からの購入電力料が③に示すように45億kWh増加。自社火力発電電力量は、④に示しているように13億kWh増加いたしました。自社火力の運用におきましては、石炭火力の舞鶴発電所における定期検査期間の短縮や、LNG火力の姫路第二発電所の設備更新時期の前倒しなど、経済的な電源運用に努めました。この結果、石炭火力の発電量は⑤のように12億kWh増加し、LNG火力の発電量は⑥のように48億kWh増加し、石油火力の発電電力量は⑦に示しておりますように46億kWhの減少となりました。

なお、LNG火力の発電量増加のうち、姫路第二発電所の設備更新時期の前倒しによる増加は、約12億kWhでございます。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。

指摘事項3の、規制部門の収支見通しについてでございます。平成28年度の業績予想につきまして、当社は、現時点において原子力プラントの具体的な再稼働時期が見通せないことから、未定とさせていただいております。したがって、規制部門の利益見通しについてもお示しすることができません。この点、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3ページをごらんください。

指摘事項5の修繕費における原価から実績への減少要因についてでございます。修繕費は、料金改定時の想定原価と比較しまして、761億円の減少となりました。内訳は、競争発注拡大や仕様見直しといった調達価格の削減等、持続可能な効率化の深掘りによるものが223億円、緊急避難的な繰り延べなどによるものが538億円でございます。括弧内は、販売電力量当たりの単価を示してございます。

4ページに移らせていただきます。

これは、指摘事項7の飯田オブザーバーからの追加質問への回答でございます。表のとおりとりまとめておりますので、ごらんいただければと思います。

また、次の参考2、燃料費調整制度のタイムラグの影響について、2月1日、弊社の説明資料に追記をいたしましたので、添付をさせていただきました。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて北海道電力さんから、資料6についてご説明をいただきます。

○北海道電力（酒井代表取締役副社長執行役員） 北海道電力の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お聞きいただきまして、1ページ目でございますが、こちらはことしの1月末に収支見通しを公表しておりまして、それに基づきます規制部門の収支見通しといたしましては、60億円の利益を想定しているところでございます。

続きまして、2ページ目でございますけれども、こちらは修繕費の販売電力量当たり単価でございますけれども、こちら、修繕費の販売電力量当たり単価につきまして、表にお示しいたしましたとおりでございます。実績が原価を0.49円下回ってございます。その

内訳といたしましては、原子力の長期停止に伴い、原子力設備あるいは火力発電設備の定期点検が実施できなかったということなどにより、0.54円の減少、効率化の深掘り分により0.11円の減少、販売電力量が減少した影響により、0.16円の増加というふうになってございます。

3 ページ目をごらんください。

3 ページ目につきましては、購入電力料の販売電力量当たり単価ということでございます。これは、FITとそれ以外の区分を示してほしいということでございまして、原価の織り込み、それと実績について、それぞれ記載のとおりでございます。

4 ページ目、5 ページ目につきましては、燃調のタイムラグ、これの影響を赤字で追記しているものでございますので、こちらもごらんいただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて九州電力さんより、資料7のご説明をいただきます。

○九州電力（佐藤代表取締役副社長） 九州電力の佐藤でございます。

当社からは、先ほどございましたペーパーの中の指摘事項3、5及び6につきましてご説明させていただきます。

当社資料の1 ページ目をごらんください。

指摘事項3の、規制部門の収支見通しでございます。平成28年度の当社個別決算の収支見通し450億円をもとに規制部門の収支見通しを算定した結果、当期の純利益は290億円程度となる見込みでございます。なお、規制部門の収支見通しにつきましては、電気料金情報公開ガイドラインに基づきまして、当社ホームページに公表いたしております。

続きまして、2 ページ目をごらんください。裏のほうでございます。

指摘事項5及び指摘事項6でございまして、修繕費及び購入電力料の販売電力量当たりの単価についてでございます。

まず、修繕費につきましては、右上のほうの赤い線で囲んだところになりますけれども、原価と比べまして合計でkWh当たり71銭減少いたしております。内訳でございますけれども、点線で囲っておりますが、販売電力量の減少によりまして10銭の増加、それから資機材調達等の恒常的な効率化による深掘り分で3銭の減少、それから工事の一時的な繰り延べ等の短期限定のコスト削減によりまして78銭の減少となっております。なお、この短期限定コスト削減のうち、原子力再稼働遅延に伴う原子力定検費用の減などの影響が36銭含

まれております。

次に、下のほうの青い線で囲ったところでございます。購入電力料についてご説明いたします。

原価につきましては、販売電力量当たりの単価、kWh当たり 1 円54銭となっておりますけれども、そのうち再エネが15銭となっております。実績につきましては、販売電力量当たりの単価が 2 円71銭ということになりまして、再エネが41銭となっております。

なお、当社は、他社購入電力の割合がほかの会社様と比べて低いことなどから、販売電力量当たりの単価が低くなっておりますけれども、その詳細につきましては、各社様の需給バランスの状況などがわかりかねるために一概には申し上げられませんが、おおむね他社購入電力の割合が低いということかと思われま

以上で私からの説明を終わります。

○安念座長 ありがとうございました。

それでは、続いて、四国電力さんより、資料 8 のご説明をお願いいたします。

○四国電力（新井取締役副社長） 四国電力の新井でございます。

それでは、当社からは、7 つの指摘事項のうち 3 と 5 の指摘事項について回答をさせていただきます。

まず、1 ページをごらんください。

指摘事項 3 の、規制部門の収支見通しについてでございます。当社は、昨年 9 月に公表いたしました平成28年度の業績予想を踏まえて規制部門の収支見通しを算定、公表していましたが、先月 2 月 20 日に業績予想を修正いたしましたことから、これを受けて見直しを行いました結果、規制部門は15億円程度の損失となる見込みでございます。

次に、2 ページのほうをごらんください。

指摘事項 5 の修繕費の原価と実績の比較についてご説明をさせていただきます。当社は、実績が原価に比べて112億円減少しておりますが、これを要因別にみてみますと、実施時期の見直しや工事内容の精査など、恒常的な効率化によりまして 3 億円の減少、それから、工事・点検の緊急避難的な繰り延べにより 37 億円の減少、効率化対象外としております伊方 3 号機の再稼働遅延に伴います修繕費の未実施により 72 億円の減少となりました。これらの要因を kWh 当たりの単価でみてみますと、それぞれ 1 銭、13 銭、26 銭という減少となり、その一方で販売電力量が原価の前提に比べまして11億kWh減りましたことによる影響がプラス 7 銭の増加というふうなこととなっております。

当社からの説明は以上となります。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、東北電力さんより、資料9のご説明をお願いいたします。

○東北電力（岡信代表取締役副社長） 東北電力の岡信でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

弊社につきましては、ご指摘事項の1番と3番、それから5番が該当しておりますので、
資料に即してご説明を申し上げます。

まず、右肩1ページでございますが、石油火力の焚き減らしについてご説明いたします。

左の棒グラフが料金原価に織り込んでおりました発受電電力量の内訳でございますが、
右のほうの実績となっております。発受電電力量全体をごらんいただきますと、グラフの
一番下に記載のとおり、料金原価では3ヵ年平均で877億kWh織り込んでおりましたところ、
実績は838億kWhとなっております。全体では39億kWhの減少となっております。その内
訳をみますと、棒グラフの下のほうでございますが、水力発電量が渇水により減少したこ
とや原子力の停止などによりまして、棒グラフの右脇に記載しておりますとおり、火力発
電量の実績が原価を8億kWh上回る結果となっております。このうち、石炭火力につきま
しては、パトロールを強化するなどの取り組みにより、計画外で停止することを未然に防
止できたことから、実績が15億kWhの増加、LNG火力につきましては、新仙台火力3—
1号が当初計画より早いタイミングでの営業運転開始を実現いたしまして、5億kWh発電
できたことなどによりまして、6億kWhの増加となっております。ご質問をいただきました
石油火力が減少している要因につきましては、全体の需給バランスが変化していること
もありますが、今ほど申し上げました安価な石炭火力やLNG火力からの発電量を増加さ
せる取り組みなどが石油火力の焚き減らしにつながったものと考えております。

次に、ご指摘事項の3番でございます。右肩2ページをごらんください。

平成28年度の収支見通しでございます。弊社は、全体の収支見通しを公表するタイミン
グで、情報公開ガイドラインに沿う形で、規制部門の収支見通しをホームページ上で公表
しております。直近では、本年1月末に全社の収支見通しの修正を公表したところでござ
いますが、同じタイミングで規制部門の見通しについても記載のとおり更新を行いまして、
ホームページ上で公表しております。

最後に、ご指摘事項の5番についてでございます。3ページをごらんください。

修繕費の原価と実績の比較ということで、構造的な効率化と緊急的な支出抑制や繰り延

べなどの2つの要因別にお示ししております。スライドの図をごらんください。弊社の場合、原価と実績の差は315億円となりましたが、このうち構造的な効率化がマイナス13億円、単価にしてkWh当たりマイナス2銭となっております。また、緊急的な繰り延べ等でマイナス302億円、単価にしてkWh当たりマイナス38銭の影響となっております。一方で、販売電力量の減少により費用を割り返す分母が小さくなったため、kWh当たりプラス9銭の影響となっております。結果として、修繕費はkWh当たりマイナス32銭という仕上がりになっております。

弊社からは以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、東電E Pさんをお願いいたします。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長） 東京電力エナジーパートナーの大亀でございます。資料10に沿って説明させていただきます。

資料10の2ページ目をごらんください。

まず、指摘事項1について、石油焚き減らしにかかわる要因についてでございます。

原子力の停止によりまして、代替電源調達の費用増加の要因はありましたが、販売電力量の減少や経済性にすぐれる——後ほど説明しますけれども、高効率のもの等の活用に努めたことによって、石油火力が大幅に焚き減らすことができまして、燃料費は原価に比べて646億円減少したということになります。

石油焚き減らしの要因については、下にちょっとポンチ絵みたいなもので示してございます。左側の赤いところは、結果として原子力が動かなかった239億kWhの減ということですので。それから、石油の減というのは結果として198億kWhあったということなのですが、ガス系の青いところがその代替で焚き増ししたということになるのですが、青いところの要因、ガス系の増でプラス37億kWh、それから、石炭の増でプラス80億kWh、自家発の増でプラス42億kWh、これらは経済性にすぐれる電源の活用というところでございます。ちなみに、下にちょっと括弧書きで幾つかの要素を書いてございます。例えば火力発電所の定検短縮への取り組みというものですが、それから、これが大体アワーにすると13億kWhぐらい寄与しているかと思っております。高効率のガス系の火力発電の千葉3号機ですとか、そういったものを運転の前倒しで、これも13億kWhぐらい寄与しているかと思っております。石炭の広野6号を初めとした運転開始の前倒し、これはプラス3億kWhぐらい寄与している。それから、安価な自家発火力からの受電増ということで、これは42億kWhということ

でございます。こういう3つの上の青い矢羽根と、あと、その他新エネの増等入れてございますが、それを加えまして、販売電力量が207億減少したことで、これでバランスすると、こんなような状況になってございます。

次の3ページ目をごらんください。

3ページ目は、指摘事項3番の規制部門の利益見通しについてということでございます。当社は、第3四半期の先日の発表におきまして、震災以降初めて業績予想というものを公表いたしました。その内容は、その下に書いてあるところでございますけれども、これで、その下のポツですが、現在、みなし小売電気事業者の部門別収支の規則にのっとり、現在算定作業を、今まさにしているところでございます。算定が完了次第、速やかにホームページ等におきまして公表をしたいというふうに思っております。なお、業績予想の中で東京電力エナジーパートナー単独の経常利益見通しは、約800億円程度ということになります。

次の4ページをごらんください。

4ページ目は指摘事項4で、部門別収支におけるその他の部門、規制自由以外のその他の部門の内訳が大きい数字になっているという話がございます、その内容を教えてほしいということでした。

経済産業省令に基づきまして、以下の収益、費用項目について、その他の部門へ整理しているということでございます。ちょっと、若干ごちゃごちゃ書いてありますけれども、いろいろな要素がありますので、できるだけ網羅的に書いたほうがいいかなと思ひまして記載をいたしました。

一番上の表は、これは総括表ということでございますけれども、青字で書いてございますけれども、先日の委員会の資料に掲載してあった値というのを青で枠を囲ってございます。2014年度、2015年度、21,766億円、マイナス2,058億円、こういった形でございます。

それで、その下は、まず収益項目の主な内訳ということで、真ん中の表のところに書いてございます。下は費用項目という表でございます。

まず、収益項目の一番上、「電気料金収入（再エネに係るもの）」とございますけれども、ここと、費用項目の一番上、同じピンク色でちょっとハッチをかけてございますが、ここが相殺といいますか、基本的には両方同じような数字が立つということになっております。これは何かといいますと、備考のところ、概要のところにちょっと書いてございます。再エネにかかわる賦課金を、電気料金の収入をしています。これは、その他の項目にその分

記載しなさいと、そちらに回しなさいということになっています。片や費用のほうでは納付金という形で、お客様からいただいたものの金額をそのまま国の機関へ納付するということになってございますので、相殺ということになります。

次の、その下に青いハッチをかけてございます。これは、再エネ特措法の交付金と、まず収益のところを書いてございますが、これも収益のところと費用のところにも同じ青いハッチをかけてございます。ここが相殺されることになります。これは何かといいますと、まずは収益のところの青いハッチのところは特措法の交付金と書いてございますけれども、これは調整機関から申し受ける再エネ買い取り費用の相当額になってございます。それと、下の費用のところは、他社購入電源費ということの括弧で「再エネに係るもの」と書いてございますが、再エネを購入したときに回避可能費用を上回る分、その部分につきまして、ここを整理してございます。ここは、上と下が同じように相殺という形になってございます。

それから、もう一つ、緑でハッチをかけている項目がございまして。収益のところ「特別利益」と書いてございまして、これは原賠機構さんから交付金というものが上でございまして、費用のほうは原子力損害賠償費というものでございまして。国のほうから、原賠機構さんのほうから交付金をいただきまして、実際のご被害者様への損害賠償の請求によって、ここで賠償費ということでお支払いをしていくということになります。したがって、ここについては、ちょっとタイムラグといいますか、期間のところがありますから、年度では同じになってございませぬけれども、期間を、基本的にはここは同じになると。期ズレによる収支の不一致というのは若干ございませぬ。ちなみに、2012年度の1年前は特別利益よりも損失のほうの方が5,000億円ぐらい多くて、4年間でみても大体ほぼ一致するぐらいな感じになってまいります。そういったものが緑色のところにてございませぬ。年度によってちょっと振れるということですね。

それから、あと白抜きのところにてございませぬが、白抜きのところは附帯事業営業収益とか——下のほうですと「費用」です。これは、ガスにかかわるものが多くを占めております。

それから、事業外収益というものの、固定資産売却益を含めた、そういった事業外での収益計上、それから事業外の費用というのが下のところに入っております。

それから、もう一つ、費用の項目のところでは、事業外費用の下に、原賠機構さんへの特別負担金というものがございませぬ。これは、東京電力だけが特別負担金として、毎年の利

益の金額をみながら、これだけ払ってほしいということでいわれて払っていくものということになります。こういった負担金がございます。

その他のところで、そのほかのものは事例を幾つか挙げてございますが、そのほか、いろいろな災害特別損失とか、売却利益とか、そういったものが毎年の特別利益、特別損失として上がってきます。したがって、こういったものなので、年度によって相殺されるものというのは基本的に同じ数字が入ってくるのですが、そのほかの原賠機構さんへの交付金、賠償金のところというのは、タイムラグというか、期間のあれによって少し——少しというか、基本的に変わってくる場所があるということと、特別損益のところがありますので、そこで年度で若干プラスマイナスになってくると、こういったことで振れてくるという構造になってございます。

続きまして、5ページ目をごらんください。

5ページ目は、指摘事項5番目の、kWh当たりの修繕費の原価・実績差異ということでございます。

修繕費につきましては、また下の矢羽根のようなものをみていただくのがいいかと思えます。一番左側は認可原価ということで、4,095億円、1.48円/kWhということになります。そこから、まず、赤い、恒常的なコスト削減で565億円、0.22円ほど下がってございます。内容的には、ちょっと上に吹き出しを書いてございますが、そういった内容がここに含まれます。

それから、緊急避難的な支出抑制ということで493億円、単価でマイナス0.19円ということになります。これも事例はその上に記載してございます。

それから、青い矢羽根で、その他費用増ということでくくっておりますが、401億円、プラス0.16円ということで、ここは廃棄物処理・処分の増ですとか、スマートメーターの取付量の増、安定化維持費用の増、新規制基準対応による増、こういったものなどがございましてプラスのほうになっています。

費用面はそういったことですが、一番右側のところの販売電力量が207億kWh減っていることによって、単価的にはプラス0.12円ということになりまして、結果として右側の、修繕費は3,438億円、単価としては1.38円ということで、原価よりも減ってくるという構造になります。

東京電力からは以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、今までいただきましたご説明について、質疑応答に入りたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構です。

○圓尾委員　　済みません、前回までの2回の議論を踏まえて、どういうふうに評価すべきかと私の中でいろいろ考える中で、追加的に各社さんにお伺いしたいことが出てきて、そのやりとりの内容をほかの委員の皆さんとも共有しておいたほうがいいかなと思ひまして、お話しさせていただきます。

東電さんのプレゼン資料の一番最後のところに、「参考」という形でスライドを1枚、これはお願いしてつけていただいたのですけれども、問題意識としては、一つは、原価算定期間が3年なので、我々、その3年の合計値であったり平均値であったりを語っているわけですが、実は安定的にみえる電気事業もPLでみるとかなりボラタイルなので、どういう経営状況の中で、それぞれの項目がどういう傾向で変化しているか。特に、これからますます大事になっていくであろう設備関連費のような経営効率化の部分、ここがどういう状況の中でどう変化していくかをきちんと押さえておく必要があるのではないかと。今後、我々が検証を来年以降するときも、そういう視点が必要ではないかということで出させていただきました。

みていただくと、東電さんの電気事業利益は、2013年の1,007億から2,500億、3,800億と、これだけをみると非常に右肩上がり利益が出て、急回復しているかのようにみえるわけですが、一方で、そのすぐ下にある燃料費調整制度に伴うタイムラグの差損益というのは、これはテクニカルに出てくるにもかかわらず、非常に金額がでかいですよね。これを差し引いてみると、2,300億だった事業利益が170億まで減少し、むしろ利益はふえていっているのではなく減っていった状況にあったのです。その中で、できれば経営効率化に関しては、1年目よりは2年目、2年目よりは3年目と少しずつ積み重ねていって、効率化の努力の跡がみえるような結果になっているかどうかというのをみたかったということです。

その変動要因はどういったものがあるかを下のほうに出していただいています。例えば2番の賠償対応費用等々のところ、この辺は特に2014年、2015年にかけて増加しているわけですが、これは避難区域の見直しであったり、それから賠償対象の判断基準がはっきりしてきたとか、そういったことで増加してきている部分があります。

それから、3番の廃棄物処理等に関してのところも、これはある石炭処分場の建設に関しての協議が整ったので、それについての費用を織り込まれたとか、ずっとやっていたら

しゃるPCBの処理なんかも、これも金額が確定したタイミングで織り込まれたというようなことで、計画時にはクリアでなかったものが後で出てきたものです。ですから、今後は、この水準が続くよりは、また新しいものが何か出てくる可能性はもちろんありますけれども、ゼロにはならないまでも、少し減少していく方向にはあると思います。そういったものを除いて考えてみたときに、①のところですが、緊急避難的な繰り延べがどうなっているかという、2013年、2014年とも1,800億ぐらい努力の結果が出されていて、2015年はゼロになっているのでちょっとびっくりしたのです。話を伺ってみると、これは元通りに戻して何も効率化をしなくなってしまうということではなくて、緊急避難的な対応ということで整理をしていたものを、恒常的な効率化に振りかえるということで、追加的な緊急避難的な措置に、みかけ上の利益が回復したこともあって2015年には取り組まれなかったということです。なので、決して元通りに戻ったということではなくて、やれるときには一歩ずつ進んでいることがみえると判断しました。

一方で、販売電力量はこうやって減っていますので、ざっくりいうと、対前年で300億ぐらいの減要因にはなっていると思いますので、その中で少しずつ努力をされているということかと思います。他電力さんについても、同じようにこういった数値を少し、主立ったものをヒアリングしてみたところ、やはり各社とも緊急避難的なものを恒常的なものに振りかえていて、少しずつ積み上げていることを今回確認できたので、お知らせしておこうと思いました。

私からは以上です。

○安念座長 東電EPさんの、今ご指摘のあった6ページの、緊急避難的な支出抑制・繰り延べで、2015年のところが「－」になっているのは、今、圓尾委員からご紹介があったように、社内的な定義づけというか、カテゴリーづけというか、そういうものが変化して結果だというふうに理解しておけばよろしいんですな。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長） はい。あるいは2013年度、2014年度、なかなか収支的にかなり厳しい可能性がありましたので、全社的に号令を——号令といいますか、もう一回洗い出しをして、どういうものがどうできるのかと。そういった形でやったもの。ある意味、そういうものを緊急的という形になっています。通常、当然、そういうことでなくても、それぞれの部門等を含めた形での恒常的なコスト削減の取り組みというのはやっているわけですし、それは緊急的とは社内的には整理していなかったですね。それは2015年も、当然2013、2014でやった取り組みの緊急的なもの、恒常的な取り

組みに移してやっていっていると、そういったことをごさいます。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。後ほど評価のところ、東電はもとよりだが、各社さんの財務体質というのか、事業ポートフォリオというのか、いろいろご意見がおありだろうと思うので、聞かせていただきたいと希望しております。

○陶山オブザーバー 震災特例についてのご説明をいただきまして、本当にありがとうございました。

きょうも資料が添付されているのですけれども、この通達を読む限りにおいては、本当に被災地の緊急避難的な対応にしか読めませんでしたので、不思議だなというふうに思ったところです。それで、ご説明をいただいて、具体的には何が著しく困難であったかというのとはわからないのですけれども、それは責任をもって産業保安監督部がお認めになったということで、それはそうだったのだろうなというふうに思います。

それから、震災特例については、昨年末に見直しをして、4月からは安全管理審査制度で全般的な見直しが行われるということで、今議論になっているさまざまな安全点検についても、これまで以上にわかりやすいものになっていくのではないかなと思って、期待したいと思います。ありがとうございました。

○安念座長 もうよろしいですか。どうも、この前、陶山さんのご指摘のおかげで、この論点については非常にクリアにすることができましたので、本当によかったと思います。

矢野さん、どうぞ。

○矢野オブザーバー 質問事項について、それぞれの事業者のところからの確な資料を出していただいて、本当にありがとうございました。特に東京電力さんには、その他部門のところについて、大変詳しい説明がなされたことで、私たちは、直接には規制料金部門ではないのですけれども、やはり再エネのこととか、それから原発関連の賠償費用のこと、それから負担金のこと、こういったことをしっかり理解することができたという点では、今回この内訳を出していただいたことは大変重要だったかなと思いますので、こういった情報提供も今後あればいいかなと思っています。

それから、圓尾委員から各年度の利益変動要因について、単純に数字の上がり方だけを見るのではなくて、まさに変動要因や、それから燃調によるタイムラグとかをみていくと、実際には事業利益は減少しているということで、こういった理解を進める手だてを今回出していただいたことも大変ありがたかったかなと思っています。

質問が一つあります。東京電力EPさんになりますが、各社から規制部門の利益見通し

についてご回答いただきました。このこと自体は、最初から出ています事業者の評価のところ項目にあるにもかかわらず、ちょっと後出しというか、言えば出してくれるのねみたいところはちょっと困りますけれども、やはり挙げられている事項については最初からきちんと出していただきたいなと思います。出していただいた中で、関西電力さんに関しては、原子力プラントの具体的な再稼働時期が見通せないことから未定ということでしたけれども、東京電力EPさんに関しては、今算定期間中なのでちょっとお待ちくださいということでしたけれども、もし関西電力さんのように何か具体的なそういう理由とかがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長） 遅くなっていて申しわけございません。もう少しで公表できるかなというふうに思っていますが、第3クォーターの決算発表、1月末にありまして、今1ヵ月くらいたっています。その間で今やっています。数字的には1月末で会社全体の見通しを決めたということなので、実際の算定作業はそこから実質入っていくことになります。ちょっと難しいのは、今までのものと違まして、分社化をして初めての部門別収支ということになります。本当に正しいかどうかは私たちも若干不安なところがありながら、検証しながらやっていますので、新しい考え方に従った算定を試みまして、若干慎重にやっておりますので、そろそろ、もう少しでお見通しできるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○安念座長 ということだそうですね。よろしいですか。

それでは、松村先生。

○松村委員 料金審査の場でいうようなことではないかもしれませんが、先ほどの資料4のところです。せっかく出てきたので発言します。実際に震災が起こって直接の被害があったというだけではなく、その後日本中で電源の不足が起こって本当に緊急事態だったというのは、その当時のことを知っている人なら誰でも知っていること。それに対応するために、合理的な対応がなされたと思っておりますし、実際にそのような説明があったと思います。せっかくこのような経験をしたわけですから、この特例制度自体の見直しというだけではなく、本体の定期点検が今までのものでいいのかどうかという点も検討していただきたい。せっかく貴重な経験をしたので、そちらの見直しにもぜひ生かしていただきたい。先ほど実際にそういう表明があったと思うのですが、念のために確認させてください。

例えば、全く違う文脈で、関係線の利用ルールで、九州電力で火力発電所のトラブルが

あり、緊急事態に対応するためルールをある意味で変えてというか、緊急対応的に容量をふやして対応したこともあった。その対応は間違っていなかったと思うのですが、それをみたときには、緊急事態にはできるのに何でふだんはできないのという素朴な疑問が当然出てくる。でも、それはもちろん理由があって平時にはできないわけなのですけれども、関係線のルールもできる範囲で見直す、緊急事態への対応をずっと続けるのは不合理だとしても、平時のルールも見直す動きが出てきたわけです。今回の点検も、確かに点検の間隔を長くすれば信頼性は落ちるかもしれないけれども、当然コストは下がる。今までだってそのトレードオフをみていたと思うのですが、今回、自然実験的に大幅に間隔をふやした。その結果としてどんなトラブルが起きたのかの情報がこれだけ集まった後で、この本体のほうをほとんど見直さないなどというようなこととは、コストと信頼性のバランスという観点からみてもとてもよくないと思います。ぜひ、緊急対応のときの見直しというだけではなく、本体のほうも抜本的に見直す余地はないかどうか検討していただきたい。形だけの検討で結局微修正だけで終えてお茶を濁す、というように軽く考えないでいただきたい。ひょっとしたら劇的にコストを下げられるかもしれないということを十分に認識して、ぜひ、コスメティックではなく、本格的な検討をしていただきたい。越権行為だということとは十分わかっていますが、したがってお願いというだけなのですけれども、貴重な情報を生かして、ぜひ抜本的な見直しを、時間をかけてでもきちんとやっていただきたい。

以上です。

○安念座長　　ありがとうございました。越権行為でもないと思いますよ。小売の規制料金はもうなくなるわけだけれども、それにしても、定検のコストというのは結局でき上がりのコストにかなり大きく響いてくる話だし、まあ、これは素人の印象にすぎないが、日本のこの手のものというのは、何か年がら年中検査をやっている。毎月人間ドックに入っている人みたいな、そういう印象が私にはあります、率直に言って。だから、今の、この間、不幸なことではあったけれども、経験を生かして、今後の恒常的な制度に結びつけるべきだという、そのご見解は、私は全く正論だというふうに思います。結果がどうかは別問題ですよ。この経験に学ぶべきだというのはおっしゃるとおりだと私も思っておりますので、担当部門にその旨強く伝えておきます。

次は飯田さんかな。

○飯田オブザーバー　　修繕費にかかわって、実績と原価の差異の要因の説明をいただきました。各社、おおむねですが、恒常的なコスト削減の効果よりは緊急避難的な削減のほ

うが比率としても金額としても多くなっているという傾向だというふうに思います。ということからすると、その繰り延べをしたのだけれども、いつかはそれが非常に跳ね返ってくるということになります。個々の事案ごとに、それがどういう事案で金額あるいはタイミングというのが異なるのだらうというふうに思うのですけれども、その緊急避難のものが1年後にコストに跳ね返ってくるのか、あるいは2年後、3年後という、もう少し先の話になるのか、その辺の間隔といいますか、各社さんにお答えいただいています。金額的に大きい、例えば東京電力さんあるいは関西電力さんのところからすると、大体どれぐらい先のコスト反映といいますか、どんな間隔なのかなというのは、ちょっとわかっただけでいいなと思います。

○安念座長　なかなか定量的に答えるのは難しいご質問だらうけれども、何かコメントがありましたら。いかがですか。

○東京電力エナジーパートナー（大亀取締役副社長）　弊社の場合は、恒常的なコスト削減と、それから緊急的なコスト削減、大体ほぼ同じぐらい、むしろ恒常的なほうが多いような形にはなっています。緊急的なところについても、そこの年度においては緊急的なものと仕分けさせていただいていますけれども、先ほどもちょっと申しましたように、そこをいかに恒常的な取り組みという形で変化させていくかが重要だと思っていて、弊社の場合は、そのほかのコスト削減も継続してやっていますので、後年度に対して大きな——ちょっと数字はありませんけれども、大きな影響はそれほどないのではないかと考えています。

○関西電力（森本取締役副社長執行役員）　なかなか、何年ということは申し上げにくいのですが、きょう話題になりました火力の定期点検の繰り延べ、もう手前どもはやっておりませんが、これは確実に近々に入ってくるというのははっきりしてございます。

そのほかは、前回も一部ご説明しましたけれども、さびの具合とか、いろいろな不具合のリスクと、それから、発生頻度、こういったものを評価しながら、いろいろな分野にわたってはこれからも検討していく形になると思います。あわせて、できる限り恒常的なものへ、私たちは効率化の成果を増やしていく、そういう努力は続けていきたいと思っております。

○安念座長　ありがとうございました。まあ、そんなところだらうなというお答えでしたね。

陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー 済みません、重ねて。今の全体の議論の流れとちょっと外れるかもしれませんが、前回、私は資料として出させていただきましたが、その中で、この会議の中で触れておりませんでしたので、質問の部分をちょっと挙げさせて、お答えいただける部分はお答えいただきたいなというふうに思います。

2ページからでございます。

その中で、もう既に説明されたことはできるだけ省いていきたいと思いますが、その中の、原発再稼働に向けて規制基準を満たすために使われた費用、どれぐらいだったでしょうかということ。

それから、東京電力福島第一原発事故にかかわる分担金についてご説明いただきたいというふうに思います。これ、一昨日、朝日新聞で報道がありまして、一般負担金として負担している福島第一原発事故の賠償費用が、九州電力では1 kWh当たり0.22円（22銭）ということで載っておりましたが、これでよいかどうか、コメントいただけたらと思います。

それから、経営効率化の指標の一つである競争発注について、どの程度進んでいるか教えていただきたいということ。

それから、原発再稼働したわけですが、消費者からの懸念意見として、避難計画、地震、火山、テロなど、いろいろ挙がっていたと思います。これに対してどのように対応してこられたか。その経費についてもご紹介いただけるとありがたいと思います。

それから、核燃料サイクル計画の要でありましたもんじゅ、これを廃炉するということ踏まえて、九州電力における今後の原子力発電の方向性、あるいは、原発への経営資源の配分の概要について、ご説明いただければ非常にうれしく思います。現在、玄海原発の再稼働に向けて各地で説明会が行われておりますけれども、そこでもよく出されていると思いますが、使用済み核燃料処理についてどのように計画されているのか、ご説明いただきたいと思います。

また、川内原発3号機の建設も予定しているということですが、全般的に販売電力量が大幅に減少しているという状況下で、原発事業へまだ投資をしていくのでしょうかという素朴な疑問です。アメリカの、東芝子会社であるウェスティングハウスの事例もございません。必要のない経営負担が消費者へ電気料金として回されることについては将来的にも納得できない内容になってくるかと思いますので、以上、ちょっとお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、九電さん、いかがでしょうか。

○九州電力（佐藤代表取締役副社長） 九州電力の佐藤でございます。

今ご質問いただきました点で、規制基準適用のための安全対策費のお話でございますけれども、これ、前回も申し上げましたけれども、当初見込みよりはかなりふえているという状況ですけれども、現在まだ完全に工事が終わっているわけではございませんで、いろいろ詳細なところを詰めながらやっておりますので、総額としてはまだ把握できていないというのが実情でございます。ただし、原価に比べますと相当ふえているというのは事実でございます。

続きまして、一般負担金のお話でございますが、その新聞そのものは私はちょっとみておりませんが、一般負担金の金額は169億円ということでございまして、これは原価どおりの数字でございます。

それから、競争発注についてご質問がございましたけれども、競争発注につきましては、平成27年度――原価期間の最後の年度でございますけれども、その競争発注比率でございますが、目標としては30%としておりましたけれども、それを上回る50%という比率となっております。ただし、この中には、現在建設中でありまして火力発電所のボイラーですとかタービンですとか、この辺のところが含まれておりますので、そういう大型物件を除きますと31%ということで、目標をやや上回っておるという状況であります。

それから、当社の原子力発電に対する方向性でございますが、これにつきましては、我々としたしましては国のエネルギー基本計画において、原子力発電というのは安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定に寄与する重要なベースロード電源と位置づけられておまして、当社といたしましても、エネルギーセキュリティでありますとか地球環境対策、こういったものを含めて総合的にすぐれているということから、原子力の重要性は変わらず、安全の確保を大前提に、原子力という選択肢は失うべきではないと考えております。

川内3号機のお話でございますが、これは、しかしながら、そういった、今いろいろな意味で既設の、いわゆる再稼働に向けて今全力を尽くしているところでございますが、新たなものについては現在未定ということで報告いたしておまして、今時点でこの点について新たな動きがあるということではございません。

それから、使用済み核燃料のお話でございますけれども、これにつきましては、今までやっておりました貯蔵方式に加えまして、新たな貯蔵方式についても検討を促進して、こ

の課題を解決していきたいというふうに思っているところであります。

○安念座長　　よろしいですか。規制基準を満たすための支出については、総額がまだわからない——これはある意味で当たり前で、まだこれから積み増さなければいけない工事もあるわけだから当然ですが、期発注分あるいは期支出分についての大体の金額感というのはわかりませんか。これが一つ。

それから、もう一つは、一般負担金についてはわかりました。それで、アワーで割ると幾らになるか、これは電卓があれば計算できると思うので、ちょっと、どなたか計算していただけないかな。

それと、もう一つは、避難訓練についてどういうふうになっていて、どのくらい経費を出しているかというご質問あったと思いましたが、今の諸点についてはいかがでございませうでしょうか。

○九州電力（佐藤代表取締役副社長）　安全対策につきましては、原価では約2,000億円織り込んでおりました。これは前回申し上げました。それで、大体それが倍ぐらいの金額にはなりそうだという事、これは前回申し上げたのですが、今のところそういう状況だということでございます。

○九州電力（池辺執行役員経営企画本部副本部長）　一般負担金につきましては、169億円で、アワーが853億kWhですので、kWh当たり約20銭になります。

○安念座長　　大体近い数字なのではないですか。22銭とかいう話。

○陶山オブザーバー　朝日新聞では22銭というふうになっていて。

○安念座長　　まあ、今そこで電卓たたいてもらっただけの話だから、そう厳密かどうかはわからないけれども、そんなに大きな違いはなさそうですね。

○九州電力（池辺執行役員経営企画本部副本部長）　今申し上げたのは原価上でございますので、実績ではそれぐらいになると思います。アワーが~~大~~減っていますので。

○安念座長　　あと、避難訓練。

○九州電力（佐藤代表取締役副社長）　避難訓練についてだけの今の総額というのは、なかなか、いろいろな訓練を実際やってみて、それでさらに強化する面ですとか、そういうところを、どちらかというと自治体の方と協働でやっているという話になりますので、その分だけがどのぐらいというのは、ちょっと、残念ながら把握しかねているところでございます。

○陶山オブザーバー　それでは、お手間かと思いますが、先ほど質問差し上げた避難訓

練、地震、火山、テロ、この対策費としてどれぐらい使ってこられたのか。それは安全対策費の中に含まれているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○九州電力（佐藤代表取締役副社長） はい。恐らく含まれているのと、それから含まれていないものも、もしかするとあるかもわかりません。

○陶山オブザーバー では、それについて教えていただければ非常にうれしく思います。

○安念座長 例えばテロの対策だと、いわゆる特重の件がありますよね。典型的にはね。

○九州電力（佐藤代表取締役副社長） そうですね。

○安念座長 切り出せるものは、では切り出していただいて、教えていただきましょう。わかりました。ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

では、次にとりあえず進むことにして、もし何か後でお気づきの点があったら、どうぞ、ディスカッションのときにご指摘ください。

○辰巳委員 今の陶山さんのお話、九州電力さんだけが対象で、後で計算して出しますとおっしゃったのですけれども、もう一個動いているところがあるので、やはりそれは同じように出していただきたいなと思っただけなのですけれども。

○安念座長 四電さんということですか。

○辰巳委員 そうです。出してくださいと。例えばその安全対策費、私も気になっております。

○安念座長 では、ちょっと検討させてください。わかりました。では、済みませんが、四電さんにも後で発注させていただくかもしれませんので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に行きましょう。――ああ、河野さんのを読まなきゃ。参考資料1というのがありますでしょう。きょう、河野さん、残念ながらご欠席なものですから、紙をあらかじめ出していただいております。

それで、こういうもので読んでいただきたいと思いますが、例えば、一番最初の丸のところでは、「消費者の観点から料金の適正性を確保する姿勢が示されたものとして評価したいと思います」という、これは珍しくお褒めを頂戴した。

2番目の丸、「結果として、原価計算期間終了後、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については確認されましたが、消費者に対する情報提供は十分ではなく、各電力事業者においては、電気料金の妥当性について、ホームページ等を利用したよりわかりやすい

情報公開を求めます」というものでございました。

それから、次の丸では、「6社とも正当な理由なく想定原価を上回った費用実績は見られなかった」——これから課長に説明していただきます。そういうことでありましたが、「会合の場で丁寧な説明はあったものの、消費者からみると理解が容易ではありませんでした」——そのとおりだと思います。話が複雑ですので。「特に、事業者から提示された「電気料金の評価」において、各社とも厳しい経営状態についての言及はあるものの、利用者への還元策等も含めた具体的な収支見通しに関して納得のいく説明が行われなかったことは残念です」というふうにおっしゃっております。

そのほか、電力小売り自由化の問題、それから、経営効率化によるコスト削減についてもご指摘をいただいておりますので、ご披露申し上げます。河野さん、本当にありがとうございます。

それでは、続いて、この評価そのものです。事務局より、資料11に基づいてご説明をいただきます。

○佐合取引監視課長　それでは、資料11に沿ってご説明をいたします。

資料の構成でございますけれども、最初が、今回の事後評価の対象事業者の方について、料金原価の実績、それから規制部門と自由化部門の利益率の乖離、最後に経営効率化の取り組みという、3つの論点ごとに総括的にまとめさせていただいております。そして、各社ごとの整理をその後にさせていただいて、最後に全体の総評という形で資料をつくってございます。

まず、資料11、大部でございますので、ちょっと飛ばし飛ばしになって恐縮ですが、4～5ページ目あたりをみていただいて、5ページのところに総評が出てございます。原価と実績の相違でありまして、これを各社、ある意味で横並びの比較ができるような形で総括的にまとめてございます。

人件費につきましては、北海道電力以外が、出向者給料あるいは残業手当、こういったものを理由に原価を上回っている状況でございます。また、各社とも原発の再稼働のおくれから火力の焚き増し、あるいは他社からの電力の調達を迫られている状況にございまして、基本的に燃料費、購入電力料が増加する傾向にありますけれども、特に原子力稼働率の原価への織り込みが大きかった九州電力あるいは関西電力で、その増加が著しいという状況で、経営面でも非常に厳しいものがあったのかなというふうにかがわれる状況でございます。

逆に、東北電力でございますけれども、原発の稼働率が実態に相対的に近いものだったということから、他社の原発停止によって購入電力料の実績が計画を下回らざるを得ない、そういう状況ではあったのですけれども、その中においても燃料費の実績は——これも相対的な評価でございますけれども、原価を上回る程度がある程度抑えられていたのかというふうに思っております。

次に、東京電力E Pでございますけれども、他社購入が原価を上回る一方で、燃料費は、販売電力量の減少もあって、原価を下回る実績ということになってございます。

基本的に各社、燃料費、購入電力料がふえざるを得ない中で、共同調達とかメリットオーダーによる効率調達に努力しているという状況かと思っております。加えて、全ての企業で——これは一時的な繰り延べも含めての対応ではございますけれども、コスト削減の対象となりやすい修繕費で供給信頼度を害することがないというように、リスクマップでの評価を行う形で費用削減に取り組んで、実績が原価を効率化の部分については相当程度上回る数字になっているということかと思っております。

次に、6ページ目から7ページ目で、総評でいうと7ページ目をみていただくのがいいと思いますけれども、規制と自由の利益率の乖離要因でございます。大きく3つの要因が各社共通事項となっております、1つ目が再稼働遅延に伴う需給関係費の増加。これは、燃料費とか購入電力料の増加でございます。それから、2つ目が燃料費調整制度のタイムラグの影響。それから、3つ目がコスト削減の深掘りの効果がどうあらわれるかということでございます、基本的に、最初に今申し上げた2つの項目に関しては、相対的に販売電力量の多い自由化部門に影響していて、北海道電力さんのみ燃調の効果というのが、冬場の需要が、規制部門の需要が北海道さんは多いというところもあって、プラスに作用している状況でございます。

最後の経営効率化、コスト削減の深掘りの効果のあらわれ方。これは各社の設備構成とか修繕対策の内容によって、どちらの部門に効果があらわれるかは異なっているという状況でございます。

各社の販売電力量でございますけれども、原価算定時と実績の比較はここには載せていませんので、各社の後ろのほうにある資料に、各社ごとの資料にその数字が記載をされてございますが、基本的には規制・自由化双方の部門で実績値が原価を下回るような厳しい事業環境にあるというふうに認識をしております。中には、企業によっては7%を上回る減少というふうになっている状況でありまして、その中でも関西電力さんと九州電力さ

んでは、自由化部門での落ち込みが特に大きいと。規制部門に比べて、ここの部門での落ち込みが大きいということで、この自由化部門での需要の落ち込みが、規制部門・自由化部門の利益率の格差の主な要因の一つになっているという状況でございます。

それから、北海道電力固有の事情といたしまして、料金改定のタイミング、これが年度途中にあったということもあって、自由化部門での契約更改のタイミングとのずれがありまして、その部門での収益改善の効果があらわれにくくなったということが、部門間の利益率の乖離の要因として作用しているという状況でございます。

次に、経営効率化への取り組みが、8ページ目、9ページ目に記載をしております。9ページのほう、総評をみていただくのがいいかと思っておりますけれども、各社とも恒常的な効果が見込まれる取り組みに取り組んで努力をされておられます。その結果として、当初の査定による計画値を上回る効率化実績がみられたのが、関西電力、東北電力、九州、東京でございます。ただし、人件費に関しましては、計画値が未達の企業が基本的には多かったという状況でございます。

それから、燃料費、購入電力料でございますけれども、関西、東北、四国、九州、東京で、実績が計画を上回っているという状況でございますけれども、先ほども各社からそれぞれご説明もございましたが、定検期間を短縮して効率のよい火力発電を稼働させるとか、あるいは卸取引所からの調達を進めるといったことによつて、うまく効率化に努めておられるということだと思っております。

また、修繕費でございますけれども、全ての企業で定検周期や工事実施時期あるいは発注方法の工夫で、計画値を上回る効率化を達成しているという状況でございます。

また、各社とも緊急的な支出抑制というか、一時的な繰り延べ、これにも取り組んでおられまして、例えば東京電力さんでは調達先での修繕費の削減も求めるような形で対応されていますし、関西、四国、東京では、資本的支出の抑制で設備投資関連費用も一時的な繰り延べを実施しているという状況でございます。

今のが各社横並びでみた概括でございます、10ページ目以降がそれぞれの各社ごとの評価でございます。それぞれの各社のパートの資料構成ですが、最初に原価と実績費用の比較をサマリーで整理をしております、次に各社ごとの原価を上回った項目、これは各社によって費用項目がそれぞれ違いますから、その費目についての整理をしております、そして規制と自由化部門の利益率の乖離がどういう要因によるものだったか、その比較要因分析、それから経営効率化への取り組みの状況を整理してございます。ただ、今申し上げ

げたようなところの内容は、それぞれ、前回、前々回、これまでの各社からのプレゼンテーションの内容をベースに整理をしたものでございますので、各社の最後のパートに、先ほど申し上げたような3つの論点に従って各社ごとの総括をしてございますので、時間の都合もございますので、この部分を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

北海道電力でございますけれども、16ページでございます。まず、費用項目の中で実績が原価を上回ったものは購入電力料とその他経費でございます。前者に関しましては、原子力の再稼働のおくれの中で、他社からの電源調達による費用がふえた分ということでございます。

その他経費でございますけれども、これは幾つかの要因がありましたけれども、大きなものとしては、これも原発停止に伴うものでございますが、緊急設置電源を用意したということで賃借料がふえたということ、それから、安全対策が挙げられてございます。実績が原価を上回った費用項目に関して合理的な理由があるものではないかというふうに考えてございます。

それから、17ページ目でございます。規制部門、自由化部門の利益率の比較でございます。これは、いろいろ書いてございますけれども、一番最後の段落にまとめがありまして、原発停止に伴う需給関係費、これが還元比率の高い自由化部門に影響していること、それから、北海道では、先ほどちょっと申し上げましたけれども、燃調のタイムラグ効果が規制部門に多くあらわれた、こういったこと。こういった要因が原価算定時の想定と異なってきたわけですが、それを差し引きして整理をしてみると、規制・自由の両部門の利益率の差というのが、現状で規制部門がマイナス1.9、自由化部門がマイナス8.5でございますけれども、これがかかなり両方とも改善をされる形で、なおかつ両部門の差が1%以内にとどまるということになります。

18ページ目が、経営効率化の取り組みでございますけれども、610億円の効率化の計画値に対して、若干、10億円の未達ということではございました。一時的な繰り延べが82億円ほどありまして、これらの取り組みも恒常的な効果につなげるように今後努力をしていくということだったと思っております。

それから、次に関西電力に行ってください、27ページ目でございます。関西電力では、人件費、燃料費、購入電力料、原子力バックエンド費用、その他経費の5つの項目で実績が原価を上回っていたという状況でございます。これは、原子力の利用率と原価の織り込みが25%という比較的大きな数値になってございまして、この関係で、火力の焚き増しと

か他社購入を大幅にふやす必要があったということが一つ影響しているかなと思っております。

また、バックエンド費用でございますけれども、これは国のほうの制度で、解体引当金の会計制度変更というのがございまして、これに伴う費用増ということでございました。

それから、その他経費についても、原子力に関する廃棄物処分の引当金の計上が可能となったこと、こういったことによるものでございまして、合理的な理由なく原価を上回るものではないのかなというふうに考えてございます。

規制・自由の両部門の乖離でございますけれども、28ページの最後の段落にまた総括的にまとめてございますけれども、原発停止に伴う費用増とか、それから、関西地域は特に販売電力量の減少の影響というのが全体的に大きく、さらに自由化部門に大きくきいていたということでございます。また、他社への自由化の中で離脱もあったのかなというふうに思われます。

それらの影響を補正してみると、もともとが規制部門0.9%、自由化部門マイナス3.8%の利益率だったものが、それぞれマイナス0.5、それから0.4ということになって、乖離幅も縮小するというところでございます。経営効率化の努力を次のページに書かせていただいております。恒常的な取り組みで原価を上回る努力が見られたというふうに思っております。さらに、それに加えて、厳しい収益環境に対応する形で、一時的な繰り延べについても3事業年度平均で964億円ということで、相当の規模で実施をされているというふうに確認をさせていただきました。

続いて、東北電力でございます。東北電力は38ページまで飛んでいただいて、実績が原価を上回った費用項目としては、ここに書いてございますとおり、人件費、燃料費、減価償却費、それから原子力バックエンド費用の実績でございます。これも原子力——これは各社本当に同じではありますけれども、原子力利用率という意味では影響は少ないというところではあるのですけれども、他社の原発からの電力調達ができなくなったという影響もあって、全体の販売電力量は減ったのですが、若干の火力の焚き増しが必要になったということで、そこで燃料費の増加が見られたというふうになってございます。

減価償却費でございますけれども、これは高効率の新仙台火力の稼働を前倒ししたということでございまして、その費用と。それから、ちょっと原価に織り込んでいなかった被災資産などの特別償却費の増分、これによる影響で減価償却費が原価を上回ったということでございます。バックエンド費用に関しては関西電力と同様でございますが、原子力

の解体引当金の変更に伴う増加でございます、今申し上げたような費目、それぞれ原価を上回ったわけでございますけれども、合理的な理由なく上回ったものではないというふうに考えてございます。

両部門の利益率の乖離ですけれども、これは39ページをみていただいて、これもまた最後の段落ではありますけれども、火力の焚き増しの影響とか、燃料費調整制度のタイムラグの影響、これらの要因で補正をかけますと、規制部門で6.2%、自由化部門で5.1%であった利益率、これが1.7%と0.9%というふうに、利益率としてはかなり縮小いたしまして、双方の差も若干ではあります、縮小するような形というふうになってございます。

40ページ目が経営効率化への取り組みでございます。これも恒常的な取り組みで、計画値を40億円の深掘りで、実績が計画値を上回った効率化をしていただいたということでございます。加えて一時的な繰り延べも行っているということで、コスト削減に努められているということを確認してございます。

続いて四国電力に移らせていただいて、費目に関しては48ページ目でございます。人件費、燃料費、それから減価償却費、購入電力料で実績が原価を上回ったという形になっております。燃料費、他社購入電力増の増加、これは原発停止に伴うものでございます。あと、償却費が四国電力もあふれておりますけれども、これは原発再稼働——これは昨年9月に再稼働いたしましたけれども、これに向けた安全対策工事の実施、こういったものに伴うものでございます。どの費目も合理的な理由なく実績が上回ったとは認められないのではないかとこのように考えてございます。

49ページ目に両部門の利益率の比較を整理しておりますけれども、これも火力の焚き増し、燃調の影響、これは相対的に自由化部門にきいてくるものでございまして、火力の焚き増しは利益を減らす方向に、それから、燃調費の影響——今回は燃料価格が下がる局面でもございますので、利益をふやす方向に作用しますけれども、こういった要因、それから経営効率に伴うコスト削減効果。これは設備構成にもよりますけれども、比較的固定費比率の高い規制部門の収益増の形で効果があらわれるものでありまして、こういった要因を差し引きして利益率を補正いたしますと、規制部門で2.1%だったもの、それから自由化部門がマイナス4%であったものが、それぞれ2.1%、1.7%と、自由化部門もプラスに変わって、両者の差異も縮小するという形になってございます。

50ページ目でございますけれども、これは経営効率化努力のところであります。恒常的な取り組みについて、これは人件費、設備投資関連費で実績が計画値を下回って、そうい

う意味では全体としても査定の数字を下回る結果というふうになっております。ただ、これに一時的な繰り延べを行うなどして、全体としてのコスト削減に努力をしているということを確認させていただいております。

九州電力になります。57ページ目でありますけれども、九州電力においては、人件費、燃料費、購入電力料、これが原価を上回った項目であります。九州電力さんは原子力利用率を最も高く織り込んだ形で、55%というふうに見込んだものを、実績としては6%であったということが非常に大きくきいてきているのかなといらっしゃいます。燃料費、購入電力料の増加、これは今申し上げたような原子力利用率の織り込みが相当程度、そのとおりにならなかったということに対応したものだと思っております。

58ページ目に両部門の利益率の比較を書かせていただいております。原発停止に伴うコストの増要因、これが自由化部門に大きく影響しております。また、これに加えて、販売電力量も——これは関西さんと同じですが、自由化部門での落ち込みが特に大きかったということであります。経営効率化努力については、固定費比率が相対的に大きい規制部門の収益にプラスにきいてくるということで、何もしなければ規制部門の利益率が高く、自由化部門のほうが利益率が低い状況になりますけれども、これらの効果を補正いたしますと、規制と自由の利益率の差が縮小して、それぞれ2.0%、1.6%だったものが、自由化部門はマイナス8.2%だったものがプラスの数字になってくるということでございます。

59ページに効率化努力をまとめております。九州電力さんも恒常的な効率化実績で、査定時の計画を55億ほど深掘りする形でコスト削減が行われておりますし、やはり厳しい事業環境に対応してかなり踏み込んだ対応ということで、一時的な繰り延べに関しても607億ほどさらに追加で対応されているということが認められております。

最後になります、東京電力エナジーパートナー社でございます。68ページをごらんいただいて、実績が原価を上回った費目でございますけれども、これは人件費、購入電力料、その他経費ということでありました。

人件費に関しては、前の63ページのほうに少し書いてございますけれども、新総合特別事業計画で一定のコスト削減目標を達成した場合には、その超過分を原資として従業員の処遇を改善する措置というのが認められ、これが導入されておられます。これに基づいて、従来の給与削減率を一定程度引き上げたことによる増加というものではございます。

それから、購入電力料でございますけれども、東電さんも需要量の減少は大きくて、原発停止分の発電量にほぼ相当する量の域内需要の減少があったという状況でございますが、

その中で、なるべく発電を効率的にするということで、自社電源と他社購入、これをメリットオーダーで徹底をして、自社の石油火力を焚き減らして燃料費を大幅に削減したいということで、その一方で、効率的な他社からの購入電力料が増加をしているということでございます。

その他経費では、賠償対応費用、福島原発の安定化維持費用、火力発電所の廃棄物処分地の整備に関する費用、こういったもので増加をしてございまして、いずれも正当な理由なく実績が上回ったというものではないというふうに考えてございます。

69ページ目に、規制部門と自由化部門の比較を整理させていただいております。最後の段落をみていただいて、原発の停止に伴う他社購入の増加費用、それから燃料費調整制度のタイムラグ効果、これが可変費の高い自由化部門に影響していて、それから、コスト削減効果については、東京電力は固定費部門の比率が規制部門で高いということもあって、規制部門での収益改善効果となってあらわれているのが現状でございます。今申し上げた効果を差し引くと、修繕費、特に一時的な繰り延べが大きな金額でもあるのですけれども、規制部門が5.0%、自由化部門が3.7%といった利益率であったものが、双方ともマイナスの0.8、0.5%という状況になります。両者の乖離も縮小する仕上がりという形になってございます。

最後に、70ページ目に経営効率化努力について触れさせていただいておりますけれども、恒常的な効率化実績が原価算定時の計画値を大幅に上回っているという状況でございます。また、先ほど申し上げたような一時的繰り延べも相当程度、1,233億、こういった規模で行われているということを確認させていただきました。

各社それぞれの事情を踏まえて、次のページ以降、総評ということで、72ページ目、73ページ目、書かせていただいております。

以上、各社の実績を踏まえると、72ページ目の最初のところに今回の一番の趣旨を書かせていただいております。最初の段落にあるとおり、結論からすれば、原発再稼働遅延の影響などを踏まえると、全般的に正当な理由なく想定原価を上回った費用実績はみられず、現行の認可料金については引き下げ認可申請の必要性は認められなかったというふうに考えてございます。

それ以下の段落は、ただし書きというか、今申し上げたような評価の中での考え方をまとめてありまして、要すれば、やむを得ない事情の中で実績が原価を上回るということは当然あるとは思いますが、事業者におかれては審査時の査定内容を十分に踏まえて

事業運営に取り組むことが求められるということ。

それから、次の段落が修繕費の削減でございますけれども、これは供給信頼度を害することがないように、引き続きリスク評価を適切に行って対応すべきであること。

それから、次のページに行ってください、効率化努力でございます。各社それぞれ取り組んでおられますけれども、一時的な収支改善効果だけでなく、それぞれ今ご説明にありまして、皆さん構造的な効果をもったものになるべくつなげていくというふうに努力をされているということでありましたけれども、まさしく将来的な電気料金の抑制につながるような構造的な改善努力を追求すること。

それから、可能な分野は、各社の取り組みを相互に参考としてはどうかということで、これは委員のほうからもご意見をいただいたと思います。

それから、事業の効率化の観点からすると、小売が全面自由化された今、市場で創意工夫を凝らして競争を行って、経営体としてのさらなる効率化を追求していただくということが大事ではないかということでございます。

それから、原発再稼働時でございますけれども、これはコスト負担が現状よりも恐らく軽減されるであろうということもありまして、そうしたコスト削減効果があるのであれば、一時的な支出の繰り延べを抑制することや、消費者の還元などを検討すべきであること。

こうしたことを踏まえて、引き続き経営効率化、あるいはきょうもオブザーバーの方からもご指摘がございましたけれども、消費者に対するわかりやすい説明と適切な情報提供、これが求められているということも踏まえていただいて、今回の総評としてはどうかというふうに思っております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○安念座長　　どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間は、この資料についてのディスカッションに使いたいと思います。どうぞ、どなたからでも、どの論点からでも結構でございます。

それでは、加藤さんからどうぞ。

○加藤オブザーバー　　ご説明ありがとうございました。ただいまの原価算定期間終了後の追加検証におきましては、東北電力様に当たっては妥当であるということで報告を受けましたが、私は被災地宮城から来ているわけですが、いまだ震災前の水準までになかなか復旧・復興していない地域もございます。そのような地域から参加させていただいているということで、ちょっと意見、要望を述べさせていただきたいと思います。

前回の専門会合で出された東北電力からの資料による評価の中に、安全を最優先に原子力発電所の再稼働に向けてしっかりと取り組みながら、経営基盤の安定化に努めますとの記述がございましたが、今ほどもさまざまご説明があったように、東北電力としては原発依存率が他社様に比べると低いということもありますので、原発事故の関係もございすことから、あとは、震災後ここずっと、原発停止した後も計画停電もなく今に至っていることを踏まえまして、また、電気料金値上げに当たっての要因が原発停止による火力燃料の増加という要因もありましたことから、この被災地における電力会社としては、原子力を再稼働させず今後取り組んでいただきたいという要望がございす。その原発を再稼働することにより、先ほど各社様からの報告を承っておりますと、この原子力安全対策に係る費用がまず増加されるという心配がありますし、今も消費者に負担を強いられているこの賠償金の織り込み、原価に織り込まれているということもありますので、ぜひともこの電気料金の再引き上げにつながることをないように、これからも経営努力、経営効率化、原発を動かさなくても火力燃料で何とか維持していただきたいという要望がございす。

以上です。

○安念座長　　ありがとうございました。

○齋藤オブザーバー　　済みません、私、値上げの小委員会からこの専門委員会まで聞かせていただきまして、私のつたない力と知識と田舎の会長さんのあれでいうと、感心申し上げまして、最後に委員さんからいい指摘をいただきまして、最後はいい会になったなと考えております。また、オブザーバーの委員、私、力及びませぬのであれですけども、オブザーバーの皆さんの突っ込みとか講評力をみていますと、この資料とこの日程でここまで分析するのはすごい力をもっておるなということで、将来の消費者の力、あなどれないものがあるなと思っております。

私、県庁生活40年のうちに中小企業診断士として20年やりまして、中小企業の経営指導とか産業振興をやってきました、その中で県に数億円の損失を与えておりますけれども、その中で一番いい指導ができたのは何かなといたら、倒産零細企業の夜逃げ指導をやりました。200万円もって2～3年逃げて、その合間に来いよという。それが私の経営指導理念でございました。

その感覚からいうと今回の会議は物足りないのかなと思っていたのですが、特に電力会社さんの報告なのでありますが、指摘事項にかかわらず、もっと電力会社さん、経営努力とか、適切な経営の対応が、こういう委員会ではいわれるのではなくて、もっと自主

的にやってもらえるというか、やってほしいなというのが感想です。ただ、今回の委員会、最後まで聞かせていただきますと、さすがに有識者委員会の皆さんですので、いい指摘を最後にいただきまして、制度まで変えろというご指摘をいただきまして、感謝申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安念座長　　ありがとうございました。中小企業の経営にコミットされてきた方からすれば、まだまだというご感想がおありなのはごもっともだと思います。

それから、これは私も常々感じていることですが、当会合におけるオブザーバー各位からの寄与の大きさは、もうおっしゃるとおりでございまして、これなくしては当会合の審理というか、結果は全くなかったというふうに私も考えております。ありがとうございました。

○陶山オブザーバー　　幾つか意見を申し上げたいと思います。そのベースには、ちょっと、この私の参考資料のところに、前提としてということで、消費者の権利と事業者及び国の責務ということで掲載させていただいております。こういった視点から意見を述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、電力料金の評価についてです。九州電力から出されたスライド23には、電力料金については現行水準の維持に努めてまいりますとあります。そして、現状の制度としては、料金の変更命令が出されるということはないというふうに理解しています。しかし、次のような視点から、ぜひ電気料金の引き下げ検討をもう一度検討していただけないかということで、意見を申し上げます。

そもそも、今回、2013年度に行われた電気料金の値上げは、原発停止による燃料費の増大、これが最大の理由でした。現在、九州電力においては原発が再稼働されたこと、そして、当初の原発稼働率55%想定を大きく下回る9%でも、2015年度末は当期剰余653億円、燃料調整費の期ズレ530億円分を差し引いても123億円の黒字。そして、2016年度決算予測は、原発稼働率33%で当期剰余450億円が出ているということは、想定稼働率を達成しなくてもこれだけの剰余が出ているということは、過剰な費用見積もりがあったのではないかという視点から、もう一度検討をしていただけないかというふうに思います。

財務基盤が脆弱化したことも値上げの理由として強調されていましたが、現在、自己資本比率は、2015年度末の8.9%から2016年度第3四半期では11.2%、連結で12.5%に改善してきています。有利子負債も2011年度当時の約2兆円から3兆円へ膨らんだとはいうものの、支払利息は12~13%程度の増加であり、フリーキャッシュ・フローも改善してきて

います。そして、2015年度は黒字化によって1株当たり5円の株主配当が行われました。2016年度も1株当たり10円の配当が予定されています。昨年は役員報酬の削減率緩和が行われており、取締役平均60%程度の減額から30%減額となっており、算定期間の倍の役員報酬が支払われています。算定期間後の変化については未確認ですが、社員の人件費は原価の約23%を上回ってきました。このように、九州電力のステークホルダー全般については改善がなされていますが、主要なステークホルダーである利用者、消費者については見直しが行われていません。よって、もう一度料金の検討をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、事業者からの情報提供について意見を申し上げたいと思います。

電力自由化により託送料金が公共料金として残されていますが、昨年末、この託送料金に送電費用とは関係のない福島第一原発事故の賠償金を乗せるという方向が示され、議論となりました。既に現在の託送料金にも、本来含まれるべきでない過去分の使用済み核燃料再処理費用と電源開発促進税が乗せられています。託送料金は、どの電力会社を選択しても、消費者全員が支払う費用である上に、電力料金全体の3～4割を占めております。消費者としては、厳しく監視しなければならない料金といえます。託送料金に送電に関係ないコストを乗せることは、多くの識者が異議を唱えています。消費者としても、この仕組みについて広く教育の機会をもたなければならないと考えています。

よって、託送料金について、広く消費者に情報提供する必要があります。燃料調整費、再エネ発電賦課金などと同様に、託送料金（過去分使用済み核燃料処理費用あるいは電源開発促進税なども区分して）も単価ではなく、それぞれの消費者が支払う実額を記載することが適切と考えます。消費者へ明確でわかりやすい情報を提供する事業者としての責務を九州電力にも果たしていただきたいと考えています。

また、公共料金としての託送料金のあり方や負担の仕方について、広く消費者の意見を反映できる制度の拡充を検討していただき、「消費者の権利を尊重し、消費者の利益の擁護及び増進を推進する」国の責務を果たしていただきたいと考えます。

最後に、電力事業について発言いたします。

事業者の責務として、「事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない」と消費者基本法には記載されています。しかし、福島第一原発事故が甚大な環境破壊、

コミュニティ破壊を引き起こした結果、東京電力のみならず、原子力発電を推進しようとしている電力会社への消費者の信頼は確保されているとはいえない状況です。

そして、被災者の健康不安、被災者の生活再建、また賠償問題、事故処理、使用済み核燃料・放射性廃棄物処理、現在でさえ21.5兆円とされるコスト問題などなど、先のみえない難題が山積しております。また、原子力規制委員会も審査はしていないとしている事故時の避難計画も、離島、過疎地、都市部など、それぞれの実情に重ねてみれば全く現実的ではありません。

消費者の安全を確保する権利は、当然ながらその製造過程についても当てはまるものだろうと考えています。安全性、持続可能性、経済性などからみて、さまざまな選択肢がある電力事業です。パラダイム転換はできるはずです。福島第一原発事故を経験し、二度とふるさとを奪われたくない、家族との平安を失いたくないという思いを、多くの消費者、市民が共有しています。九州電力として、消費者とともにこれらの問題に正面から向き合っていたいただき、「ずっと先まで明るく」していただくことを切に願っております。

以上です。

○安念座長　　ありがとうございました。

○矢野オブザーバー　　まず、総評において、この間の3回の論議を踏まえて的確な指摘がされていることをありがたく思っております。

読み上げてはいただけませんでしたけれども、72ページの2番目の人件費部分、全ての会社において人件費における給与実績が相当原価を上回ってきたということで、料金審査時の査定内容を十分に踏まえて事業運営に取り組むことが求められるということで、これは本当に事業者の方にぜひお願いしたいと思います。

あと、4点ほど私のほうから少し意見を述べさせていただきます。

1つ目は、まず、こういった公の場での事後評価についてです。河野さんも指摘されていましたが、やはり情報自体はホームページでかなり酌み取れるようにはなりましたけれども、やはりこういった事後評価が公の場で開かれることによって、資料はまとまって出されますし、それから、意見交換がされること、さらには、もちろん消費者側から指摘することもあります。逆に今回の経営効率において非常に努力をされているということが事例などをもとに大変わかりやすく説明されることで、私たちの理解も進む部分もあります。オブザーバーで参加している消費者団体それぞれは、それぞれの地域でも大きな消費者団体ですし、たくさんの参加団体、加入団体があります。こういった場で意見をいい、

そして、このまとめをまた地元を持ち帰って、さらに多くの消費者に伝えていくことも可能ですから、そういった意味では消費者団体が、行政、事業者、それから消費者とのつなぎ役として果たす役割も大きいという意味では、こういった公の場というのは非常に重要かなと思っております。今後については、来年度以降、ステップ1のクリアがあれば、ぜひもう一回公の場を開いていただきたいというのは切に望んでいるところです。それが1つ目です。

それから、2つ目は、前回から割と指摘しておりましたけれども、事後評価の論点部分では原価と実績値の比較、利益率の比較、経営効率化の取り組みの3点が挙げられていますが、これに加えて、そもそものところで取り上げられていた事項は、これまでの利益の使途を事業者によって比較をする、それから、収支の見通しは規制部門と自由化部門に分けてということでしたけれども、収支見通しについてはきょうのところで明らかにされましたが、これまでの利益の使途についてはホームページ上でということにとどまっております。しかし、評価の前提として、これまでの利益の使途がちゃんと明記されてるのであれば、これはしっかり資料としてこういった場に出していただきたいと思います。そのことが十分なされていないのであれば、経産省のほうからきちんとそれを事業者に指示していただきたい。そういった項目をきちんとそろえた上で、きちんと評価に臨むことが大事ではないかなと思っております。特に、料金改定以降、現行の料金を維持していくことの料金の妥当性、それから、実際に上がった経営効率化での利益の、特に内部留保が今後の料金の引き下げの原資には充てられないという説明が求められているというのは、これまでの有識者会議のところで明確に指摘されているところです。そういった部分を踏まえれば、今言いました利益の使途については今後しっかり対応していただきたいかなと思っております。それが2つ目です。

それから、3つ目は、経営効率化です。今回の総評のところにもそのことについては触れられていますが、まずは安定供給も大事です。しかし、それよりも安全性が今はとても大事ではないか。安全を確保するために、リスク評価もなされた上で緊急避難的なことや恒常的なコスト削減も行われておりますが、残念なことに東京電力さんに関しては今年のケーブル火災とそれに伴った停電、それから、今年に入って原発施設の雨水対策漏れ、それから、同じく原発施設の耐震対応がなされていなかったこと等、後からいろいろな不安になる材料が出てきていますから、あくまでもやはり私たちは、原発事故等も踏まえて、安全性が一番確保される、そのための十分な費用計上はしっかりなされてほしいというこ

とをお願いしたいと思います。

それから、最後に、評価に伴って今後の料金改定についてですが、東京電力さんに限っては総合的に勘案してということにまとめが前回なされました。しかし、東京電力さんに関しては、今後のところでグループ全体で利益の一部を廃炉に必要な資金に充てていくということが貫徹小委員会の中間まとめでまとめられています。そうすると、一つは、出された利益が値下げにつながるものであれば、まずは値下げが第一に考えられるわけですが、しかし、今、東京電力の置かれている状況を考えれば、その一部が廃炉の資金に充てられていくことは、これはある意味ではとても納得がいきます。私たちが今後支払う過去分を負担するよりも、よっぽど納得がいくことです。そういった意味でも、今、利益を何に使っていくかということは、それぞれの置かれた状況の中で、双方の理解を進めながら判断していくことが重要ななと思っています。

最後になりますが、福島は6年目の春を迎えますし、福島にとどまらず、全国に避難していらっしゃる被災者のことを考えますと、今、民間を初めとして生協などでも継続的に支援をずっと続けています。そういった中で、東京電力さんにおいては大変厳しい状況が今後も続くと思いますが、私たちは、東京電力さんに限らず、基本を大事にしながら、ぜひ頑張ってくださいということをお伝えして、以上で意見を述べさせていただきました。

○安念座長　　ありがとうございました。

順序が正しいかどうかわからないけれども、では、飯田さん、市川さんといきましょうか。

○飯田オブザーバー　　おおむね3点ほどございます。

1点目は、前回までのいろいろな情報をいただいて、さらに私のほうで伺いたい点を整理したものがあるのですが、きょうは資料として出ていないのですけれども、各社のところでぜひご回答いただきたい。これが1点目です。

それから、2つ目が、このまとめ案についてです。オブザーバーですので、これを修文せよとかいう立場ではないのですけれども、それぞれ各社のところで審査した結果、「合理的な理由無く上回る実績となっているものは無いことを確認した」ということにはなっていますが、気分・感情的には、人件費の、特に役員報酬にかかわる実績が上回っている点、ここは改定の際の公聴会のところでも多分に各地で指摘もされ、意見が多かった事案だったわけです。金額的にも、それが原価なり、あるいはそれを下回ったからといって、

その原資がほかのところに、影響額がそう大きいということがないということはわかった上でのことではありますが、それはこの料金改定において大幅な値上げがされたことに対するそれぞれの需要家の思いといいますか、そのことに至ったことに対する経営責任を問いたいという、そういうことが背景にあって出ている意見だろうというふうに思うわけです。そういう点でいうと、オブザーバーの意見としては、そのところは引き続き削減の努力をしていただきたいという思いはぬぐえないというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、3点目であります。先ほど各社それぞれそうなのですが、関西電力さんも、これからの経営効率化に向けてさまざまな努力をされていくのだという決意も伺いました。ぜひその点は、できる限りの努力は引き続きお願いをしたいというふうに思います。

やはりこの3回の審査の機会でも、もちろん得られる情報もあるのですが、なかなか、では全て分析し切ったのかというふうに自分に問うてみても、なかなかやはり不明な部分もまだまだありまして、とりわけ電変制度に基づいて改定をしたところというのは、制度上、前提処分の固定化の問題だとか、費用の審査に限られる問題だとか——という、そういう制約の枠の中での検討になっているわけで、それが果たしていわゆる料金の改定をそれによって行うということが、それで妥当なのかということ、そもそも論に戻って、悩むといえますか、これでいいのだろうかという思いはやはり消えない。初回の意見のときにも出させていただきましたけれども、その思いは現在も変わっておりません。そういうこともあるといってもぜひ経産省のほうはお含みいただきたい、そういうふうに思います。

以上です。

○安念座長 第1点のご指摘については、具体的にどのようにすればよろしいですか。

○飯田オブザーバー 質問を出しておりますので、各社回答をいただければそれでいいと思います。

○市川オブザーバー 最後の「総評」のところでも1点だけお願いがあります。73ページの最後のところ、下から3行目と一番最後の行にある「消費者」という言葉なのですが、電力会社さんの経営上の諸般のご事情があって、あえてこういう（自由化部門を対象とした）ワードが使われているのだと思いますが、産業界の立場からするとちょっとしっくりこないと思っております。ちょっとだけ抵抗させていただきますと、電力会社さんのご事情を十分鑑みまして、例えばですが、ここを「国民」とか「利用者」というような言葉に変えていただくことができないかなと思います。ただ、取り扱いについては、委員の皆様のご判断になりますので、ご配慮いただければ幸いです。

以上でございます。

○安念座長　　ありがとうございました。

では、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員　　ありがとうございます。少しだけなのですが、昨年から電力が自由化されて、電力各社さんは規制料金ではない自由料金で、電気をたくさん使う人に対して価格を安く設定するという形で自由化市場に乗り出しておられるわけなのですが、今回のこの審査は算定期間だけの話ではあるのですが、何となく収益が出てきているという状況がみえるわけで、そうしたときに、規制料金のお客様に対しての値下げというのがないままに経過措置期間が過ぎるということが起こる可能性があるような気がして。先ほど、確かに、矢野さんがおっしゃったのはそういうことなのかと思うのですが、そのあたりが、私たちに対しての説明が足りなさ過ぎるという気がするんです。つまり、何ゆえに電力会社さんが値上げをしたかというところをきちんと考えていただいて、自由料金のメニューは自由に設定していいのだというのはもちろんそうなのですが、やはりそういう過去からの流れを考えると、しかも、たくさん使う人に対して安くというお話が、何となく私としてはしっくりきておりません。だから、皆さんもおっしゃっているように、私のように不思議に思っている人に対してきちんと説明できるように、ぜひやっていていただきたいなというふうに思いました。

前回、「今回の資料をみせられてもよくわかりません」というふうに素直におっしゃってくださった四国のオブザーバーの齋藤さんのコメントというのが大変私は印象に残っておりまして、やはりなかなか、今回の公的な場にいろいろご説明の資料を出してはいただきますけれども、多くのものはそこに説明の言葉がないと、なかなか、数字をみたり、この資料をみただけでは理解ができないというのが実情だというふうに思っております。ですから、ぜひそこら辺の間を埋めて、きちんと各電力会社さんは、自分のお客様に対してこれをわかっていただけるようにご説明していただきたいなというふうに思った次第でございます。

私も、人件費が伸びていることが——伸びているというか、予定より多くなってしまったというところがすごく気になって、1回目にも申しましたが、それを効率化でもって埋め合わせて、全体的にそんなに大きな差がないよという今回の評価になってしまっているのですが、そのあたりも、効率化の実績値だけで、数値だけでご説明いただいているのですけれども、やはり持続的に評価を、それぞれ各電力会社さんは、やった効率化に対して

の評価をきちんとしていただきたいなというふうに思ったのはもちろんそうでございます。

だから、マイナス部分を大きく削減したところで埋めてしまって、これでいいというわけではないですよということがいいかっただけです。よろしく。

○安念座長　ありがとうございます。

○松村委員　まず、今回の報告書に特段修正していただきたいとかという意見はありません。説明も納得しました。

例えば、説明で他社購入分がふえているのだけれども、それは自社のコストが高い、他社のほうが安いときに外から買ってくるというのは合理化で、それは努力だという説明もよくわかる。あるいは、この会社はほかの会社と若干姿が違っているようにみえるけれども、他社からの購入量が相対的に少ないからこういう姿がみえているのだと、それらの説明一つ一つは納得した。しかし一方で、今私の頭の中に入っている、例えば直近で出てきた調整力公募の各社の数字と今回の説明が、私の頭の中ではピタッと当てはまらない。相対的に自社のコストが高いから他社から買ってくる。それは大変結構なこと。その逆のところ、自社のコストが低いから他社から買う余地が相対的に少ないと説明している会社が、調整力公募の数字を見ると、調整力の限界費用はえらく高い。この説明ではkWhのコストはとても安いですが、どういうわけかkWのコストはえらく高い。一体どう一貫した説明ができるのかが、頭の中でよく整理できていません。ただ、今回の分析のほうが正しくて、むしろ、公募のほうで変なことが起こっているのかもしれない。今回の料金審査での分析をしっかりと頭に入れた上で、ほかのところもきちんと見て考えていただきたい。もちろんアクロバティックに、kWhとkWは違うのだとかいう説明で、真逆の方向にうまく説明できるかもしれないのですけれども、そうではなくておかしなことが起こっているのかもしれない。今回の分析もよく踏まえて、ほかの問題の分析にもぜひ生かしていただきたい。これが1点目です。

次に2点目です。最初の回に辰巳委員からもご指摘があり、それからその後オブザーバーの方からも繰り返し指摘があった点です。こんなに効率化ができるということは、もとの甘かったのではないのか、もとの料金がまずかったのではないのかという指摘。審査した委員会に対する批判というか、反省として、私たちは今回のことを学んで、もう少しブラッシュアップしなければいけないという格好で肝に銘じるというのは正しい考え方だと思う。しかし事業者に対してけしからんとかというトーンになるのは、私はとてもまずいと思います。そういうトーンがすごく出ると、では、コスト削減して利益が出てくると非

難されるのかというので、値上げしないぎりぎりのところぐらいでコスト削減を抑えておいたほうが非難されない、ということになったら、目も当てられない。事業者に対しては、費用削減に努力してくださったことを素直に評価するのが正しくて、そういう意味で非難のトーンが出てはいけないのではないかと。非難のトーンがあるとすれば、我々に対する非難はあり得ると思いますが、その点は踏まえて、今後も決して、コスト削減したら事業者にとっても不利になったなどというようなことが起きないように、私たちは十分注意しなければいけないと思います。

最後に、オブザーバーの方からもご指摘があった配当に関してです。まず制度上、事業報酬は認められている。それは自己資本に対するコストとして認められているので、配当するのはある意味で正常な姿。決して非難されることではないという点はぜひご理解ください。しかし、一方で、これは圓尾委員がずっと問題意識をもっておられた自己資本比率3割という発想は本当に正しいのかという問題と直結してくると思います。つまり、もともと震災前だって3割に届いていなかった会社が多かったという状況下で、震災後自己資本比率が急落して、なおかつ自己資本を積み増して3割にする、望ましい状態に達するという、はるか前の段階で配当を始めている。これは、旧一般電気事業者の行動によって、自分たちも3割というのは正しい自己資本比率だと思っていなかったということを明らかに示したということだと思います。にもかかわらず、料金原価上は、現実にはありもしない3割の自己資本比率という虚構を今後も維持するとすれば、やはり怠慢のそしりは免れないと思います。今後の制度を検討するに当たっては、それを踏まえて考える必要があると思いました。

以上です。

○安念座長　　ありがとうございました。

ほかはいかがですか。澤井課長、どうぞ。

○澤井オブザーバー　　途中中座してしまったので、ちょっと議論が読めていない中、済みません。場にそぐわないことを言うかもしれないのですが、最後の最後に発言させていただければと思っている話なのですが、この事後評価のプロセスについては、まず、料金値上げの際、消費者庁にご協議いただいて、その中で、値上げした後きちんとフォローをする体制が必要だということで行われているものです。昨年度は東京電力についてのフォローアップとして、本料金審査専門会合で議論いただいた後、消費者庁から消費者委員会に付議をして議論していただきました。今回につきましても、まとめ案が出たという

ことを受けて、消費者庁としては消費者委員会に、本日付議の議案の議決案の場で議論が行われる予定です。

前回の委員会の議論を受け、消費者庁としてフォローアップしたのですが、その際、主に議論になったこととしては、やはり今でもまとめ案に出ているような効率化自体は評価するが、その中に緊急避難的繰り延べがあり、一体どの程度が真水の合理化かわからないということ、また、人件費について意見がありました。それについては、今回この場でもかなり議論が深まっていますし、まとめ案でも9ページのような、額が、いろいろな整理があつてご苦労されたと思うのですが、切り分けて出たということ自体は、おそらく今後の議論でも評価していただけるのではないかと考えております。

いずれにしろ、消費者庁として、ここでの議論を受けとめて、これから消費者庁としてのフォローアップをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○安念座長 陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー すみません、松村先生のお話を伺っていて、私が何かすごく糾弾的に非難をしているように何か話してしまったのかなと思って、反省をしていたところで、決してそういうことではなくて、こういう見方もありますということをお話ししたということなので、最後の私の発言のまとめのところにも、ぜひとも一緒にということ、これから先を向いていきたいということをお話し申し上げておりますので、決して非難をしているということではないということをご理解いただきたいと思います。

○安念座長 ありがとうございます。そういうふうに理解は誰もしていないと思いますので、それはぜひご安心ください。企業としては、投資を集めなければならないので配当はしなければいけない。しかし、客を集めなければいけないから値下げをしなければいけない。これ、二兎を追わなければいけないのは営利企業としては当然の免れざる運命ですので、陶山さんのご指摘が間違っているとか糾弾であるという、そんなことは全く私はないと思うし、一方で、松村先生のご指摘も全く正しいということではないかと私は感じました。どうもいろいろありがとうございました。

圓尾さん、どうぞ。

○圓尾委員 幾つかあるのですが、まず、陶山さんのお話でいくと、まさに安念先生がおっしゃったようにどちらもごもつともなのですけれども、もう一段理解を深めていただくためには、今ずっとお話になったのが、九州電力さんのいろいろな数値が改善しましたという変化を取り上げられて、改善したのだったらいろいろなステークホルダーに配分し

たらということで、消費者の立場としては、こっちにも頂戴ということをおっしゃったと思うのですが、その改善した後の水準がどうなのかという点を、これはちょっと専門的になって難しいところではあるので、よければお手伝いもしますけれども、その水準感というのも考えたら、もう一段いろいろなことがみえてくるのではないかと思います。例えば、おっしゃった自己資本比率が8%から12%になったのも、やはり8%というのは相当危機的な状況で、危機的な状況を脱したというレベルだと思うんですよ。ネットワークの会社だけを私が経営しているとすれば、12%でも十分かもしれないなと思いますけれども、発電や小売も抱えているとするならば、私が電力の経営者でも12%だとさすがに少ないと感じるレベルなんです。ですから、配当の水準もそうですし、いろいろなものも、水準感も一つ頭の中にファクターとして入れていただけると、いろいろなことがみえてくるのではないかなと思います、というのが1つです。

それから、辰巳さんがおっしゃった「わかりやすく」というのは、各社のホームページをみていると、私も本当にごもつとも思うのです。ただ、ここで議論するための資料は、やはり専門会合なので、ある程度専門的なものになるのはしょうがないと思うのですが、各社のホームページをみると、「事後評価」とか書いてあるのです。ここにいるメンバーは事後評価って何かわかりますけれども、一般の人が事後評価と言われてもさっぱりわかりませんよね。ですから、一般のお客さんにもみていただくために、興味をもっていただくためには何て表現すればいいのだろうかと考えるのも電力会社さんに努力していただきたいし、当然中身も、この資料を張りつけるというのではわかるわけがないと思うので、そこはぜひぜひ各社さんで工夫していただきたいと思っています。

それから、今回の専門会合をやってということで、自己反省も踏まえて2点申し上げると、1つは審査のタイミングですね。25年、26年、27年度が終わって、もう次の1年間が終わろうというタイミングで今やっていますので、いい結果だとしても、悪い結果だとしても、もう1年間過ぎてしまったわけですし、さすがにこれは遅いだろうと思います。今、自由化部門、規制部門が分けて出てくるのが7月末なので、それを前提にすると8月にやるのが最速のタイミングだと思うのですが、この7月末というのも、そもそももっと早くできないものかとか、あんまりいうと電力会社さんの残業がふえて世の流れに逆らうかもしれないのであれなのですけれども、事務局の負担もありますけれども、できれば、4月に決算がまとまるわけですから、その後、6月の株主総会までの間にこういう議論をして、株主さんと経営層が議論する一つの参考材料になるのが本来あるべき姿だと思うので、ち

よっとさすがにそのタイミングは難しいかなと思いますけれども、考えてみる必要はあるのではないかというのが一つです。

それから、もう一つは、非常に細かい話ではあるのですが、いろいろ資料をみせていただいて、数値等々は納得したのですが、私が一番ひっかかったのは、経営効率化のテーブルがある中で、何社かが、申請はこうだった、査定はこうだったと書き込んでいる部分です。この専門会合では、査定を受けた後の原価と実際がどうだったかをチェックするのが目的で、そのための資料が出てくるはずなのですが、何のために、我々もともと申請したのはこの額なのですということを書くのだろうか、というのがさっぱり僕は理解できません。察するに、自分たちがもともと言った数値ははるかにクリアしていますということを言いたいのだろうとは思いますが、僕は、そんなこと言ったってしょうがないと思うんですよね。もっと言うと、本当に自由化の後、競争が激しく起こっている世界に突っ込んでいるとするならば、そんなことをいう発想が出てこないと思います。あえて言えば、この競争状況で新規参入者もしくは隣の電力会社と闘って勝っていくためには、原価はこのレベルだったけれども、我々はここまでやらないと自分たちでは競争に勝てないと思っています、という数字が出てくるのだったらとっても納得するのですが、そういう説明は全然ない状況で出てきたのがとてもひっかかっています。

さらにもっと言うと、制度設計ワーキングで、昔、どのタイミングで経過措置料金を外すかという議論をしたときに、新規参入者の割合が何%とかといった単純な比率でやるのはよくないと私は反対したのですが、もっと総合的にちゃんと競争が起きているかどうかということを検証しなければいけないということを上上げたのですが、それはまさにこういうところに出てくるようなことをきちんと見て、本当に事業者は自由化の中で競争を勝ち抜いていくということに視線が行っているのだろうか。消費者のほうも、選択の自由をちゃんとエンジョイできているだろうか、いろいろな観点でみななければいけないと思って、そう申し上げたのですが、まさにそれだなと私はこれを見て思いました。ですから、だから変えてくれというわけではないのですが、そういう将来の自由化に備えた意識が見えるような資料が今後は出てくるようになればいいなと期待しています。

以上です。

○安念座長　　ありがとうございました。

ほかはいかがですか。ぼちぼち時間でもありますので、当専門会合としてのとりまとめを行いたいと思います。今ご説明いただきました資料11のとりまとめをいたしたいと存じ

ますが、幾つかご指摘もいただきましたので、ちょっと私としても修文——そんな、中身を変えるわけではありませんが、修文について若干の研究をさせていただきたいと思えます。例えば、先ほどの「消費者」をどうするかとか、そういうレベルの話でございます。

その上で、専門会合のまとめ案として公表いたしたいと思えます。また、電力・ガス取引監視等委員会の八田委員長に対しては事務局からご報告をいただきたいと存じます。

ということでとりまとめをさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、ここで、電力・ガス取引監視等委員会事務局、松尾事務局長よりご挨拶をいただきます。

○松尾事務局長　本日おとりまとめいただきました評価結果につきましては、今座長からもお話がございましたように、電力・ガス取引監視等委員会におきまして審議を行いまして、最終的には経産大臣にご報告をさせていただく予定でございます。

今後の予定といたしましては、今回、ほぼほぼ震災後に値上げがありました会社、中部電力以外をご審議いただいたわけでございますけれども、また来年には、今度は中部電力が審査の申請期間を終了いたします。これも含めまして、小売につきましてはもう自由化をされたということで、競争の中でどういうふうにフォローアップをしていくかということがございますけれども、その辺もご相談させていただきたいと思っております。

また、加えまして、今回の冒頭にご説明いたしましたように、これから託送料金のほうにつきましてもまた事後の評価をお願いしたいと思っております。そういうことで、引き続きいろいろご指導を賜ればと思っております。

いずれにいたしましても、今回のご審査につきましては、座長を初め委員の皆様、それからオブザーバーの皆様、事業者の皆様にも大変真摯なご意見、それから情報提供等いただきまして、まことにありがとうございました。

○安念座長　私からも一言ご挨拶と書いてあるのですが、何度も申しましたように、挨拶の種が尽きてしまいましたので、ありません。

集中的な審議をいただき、本当にありがとうございました。委員各位はもとよりでございますが、先ほども申し上げましたが、この審査会合におけるオブザーバー各位の甚大なご尽力は、もうこれは改めて申し上げるまでもございませぬ。電気・ガス料金制度あるいは、そもそもこうした公益事業の制度全般に対する透明性とか信頼性とかいったものを高めることに非常に大きな貢献をさせていただいているものと思えます。その点で、いつもの

ことではございますが、心から敬意と謝意とを表すものでございます。それからまた、電力各社の幹部の皆様方にも、短い間になかなか厳しいご指摘もあって大変だったと思いますが、どうもありがとうございました。それから、佐合課長以下、事務局の面々にも御礼を申し上げます。

ということで、本当に皆様には大変お世話になってありがとうございました。先ほども申しましたように、多少の修文あり得べしという前提でとりまとめをさせていただいて、八田委員長には事務局からご報告をさせていただきます。

では、どうも、皆さん、ありがとうございました。

——了——